

平成30年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年 3月 2日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 平成30年 3月 2日(金) 9時 30分 宣告

会議録署名議員の氏名 2番 村上 謙武 議員 3番 菊地 政文 議員

1. 出席議員

1番	大江 寿	6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		

1. 欠席議員

7番 池田 賢治 13番 米澤 壽重

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	農林水産課長	佐々木 千明
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	田中 秀喜
教育長	村尾 秀信	建設課長	山崎 龍一
総務課長	八幡 哲	大規模事業課長	河北 尚夫
会計管理者	池田 賢一	総務学校教育課長	池田 茂良
企画財政課長	渡部 誠	生涯学習課長	中林 眞
税務課長	藤木 正英	布施支所長	竹本 久
町民課長	名越 玲子	五箇支所長	金坂 賢一
福祉課長	長田 栄	都万支所長	佐々木 義直
保健課長	平田 芳春	中出張所長	大西 裕
環境課長	藤川 芳人	企画財政課長補佐	石田 寛弥
観光課長	吉田 隆	総務課長補佐	野津 千秋
定住対策課長	鳥井 登		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津 浩一 事務局長補佐 中村 恵美子

1. 町長提出議案の題目

- 議 第 3 号 平成 29 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 6 号)
- 議 第 4 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議 第 5 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所) 特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議 第 6 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所) 特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議 第 7 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所) 特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議 第 8 号 平成 29 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 9 号 平成 29 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議 第 10 号 平成 29 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議 第 11 号 平成 29 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議 第 12 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例
- 議 第 13 号 隠岐の島町公共料金等審議会条例の一部を改正する条例
- 議 第 14 号 隠岐の島町土地対策条例の一部を改正する条例
- 議 第 15 号 隠岐の島町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 17 号 隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 19 号 隠岐の島町認定こども園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 20 号 隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 21 号 隠岐の島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

- 議 第 22 号 隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議 第 23 号 隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 24 号 隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 25 号 隠岐の島町牛突きセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 26 号 隠岐の島町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 27 号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 28 号 隠岐の島町職員の配偶者同行休業に関する条例
- 議 第 29 号 隠岐の島町木質バイオマス利用促進センター設置及び管理条例
- 議 第 30 号 隠岐の島町企業立地支援センター設置及び管理条例を廃止する条例
- 議 第 31 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 32 号 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議 第 33 号 町道路線の認定、変更について
- 議 第 34 号 委託変更協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕
- 議 第 35 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道港町第 1 雨水ポンプ場建設工事〕
- 議 第 36 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道港町第 1 雨水ポンプ場電気機械設備工事〕
- 議 第 37 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町畜産センター建築工事〕
- 議 第 38 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成(その 1)工事〕
- 議 第 39 号 工事請負変更契約の締結について〔町道宮の前西町線日吉橋耐震補強工事〕
- 議 第 40 号 工事請負変更契約の締結について〔飯田地区残土処理場建設工事〕
- 議 第 41 号 工事請負変更契約の締結について〔県道中町中条線道路改良工事〕
- 議 第 42 号 工事請負変更契約の締結について〔原田地区緊急避難道路建設工事〕
- 議 第 43 号 権利の放棄について
- 議 第 44 号 平成 30 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 45 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 46 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計予算
- 議 第 47 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計予算
- 議 第 48 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計予算

- 議 第 49 号 平成 30 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
議 第 50 号 平成 30 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
議 第 51 号 平成 30 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
議 第 52 号 平成 30 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
議 第 53 号 平成 30 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
議 第 54 号 平成 30 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
議 第 55 号 平成 30 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
議 第 56 号 平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計予算
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、平成 30 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により2番:村上 謙武 議員、
3番:菊地 政文 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、平成29年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

2月3日は、布施立志式に出席いたしました。2名の生徒が「14歳の決意」を堂々と発表され、式の最後には、保護者とのメッセージ交換が行われ我が子の成長に対する熱い思いが伝わり感動したところでもあります。「立志式」は、後世に残すべき素晴らしい行事だと改めて感じたところでもあります。

2月21日には、平成29年度島根県町村議会議長会定期総会が松江市の「タウンプラザしまね」で開催され出席いたしました。

主なる内容は、平成29年度補正予算、平成30年度事業計画案及び予算案などについて審議され、全会一致で可決いたしました。また、要望決議について「県費負担教職員の人事制度に関する要望決議」「竹島の領土権確立等に関する要望決議」の2件が提案され、全会一致で決議されました。

県内郡からも要望事項が提出され、隠岐郡からは「隠岐島の交通体制の強化と整備について」、「離島医療・介護体制の充実強化について」「日韓暫定水域における漁業秩序の確立について」の要望事項を、決議事項と併せて島根県知事へ提出いたしました。

また、今総会において、自治功労者として全国町村議会議長会長表彰を、池田信博議員、高宮陽一議員の両名及び島根県町村議会議長会長表彰を福田晃議員がそれぞれ受賞されました。

誠におめでとうございます。今後の更なる活躍を期待いたします。

翌22日には、「竹島の日」記念式典が松江市の県民会館で開催され、隠岐期成同盟会の皆さんと、本町議会から竹島対策特別委員会の委員が参加いたしました。

午前中には、県議会の竹島議連が主催した「竹島問題を語る国民交流会」が、国会議員7名を含む地方議員や一般参加者の計131名の参加のもと開催されました。

参加者を11のグループに分け意見を交わしましたが、直接国会議員、県議会議員に思いをぶつけることが出来る場とあって、どこのグループも白熱した意見交換となったようでございます。

こういった取り組みが国を動かす契機になればと期待するところでございます。

次に、2月26日の議会運営委員会までに1件の陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、議員配付とさせていただきますのでご理解願います。

また、去る12月定例会において議決されました、議員提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

最後に、議員の派遣について、前回定例会に諮ることのできなかった派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

皆さんおはようございます。

平成30年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の冬は例年になく大雪となり、春の訪れが待ち遠しいこの頃でございますが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

本日は、平成30年第1回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席を賜りありがとうございます。

本議会は、平成30年度一般会計及び特別会計の当初予算、平成29年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の制定及び一部改正並びに工事請負変更契約の締結など58件の諸議案を提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12月に開催をいたしました「第4回隠岐の島町議会定例会」以降の私の行政報告でございますが、主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、ふるさと隠岐の島応援寄付に関する状況につきまして、ご報告いたします。

ふるさと隠岐の島応援寄付につきましては、平成29年度は1月末現在で495件、1,812万円余りのご寄附をいただいております。

この場をお借りし、あらためましてご寄附をいただきました方々に対し、感謝の意を表す

るところでございます。

29年度は、図書館充実のため図書購入費、隠岐ユネスコ世界ジオパークのイベント経費に活用させていただいております。

新年度予算におきましては、引き続き図書館の図書充実、診療所の医療機器整備等の財源といたしまして活用させていただく予定としておりまして、今後も寄付をしていただきました皆様の意向にそって有効に活用させていただく所存でございます。

次に、竹島に関する要望活動及び「竹島の日」記念行事参加などにつきまして、ご報告いたします。

1月31日、竹島領土権確立隠岐期成同盟会といたしまして、内閣府をはじめ、外務省、文部科学省、水産庁及び海上保安庁並びに島根県選出の国会議員の皆様や関係する国会議員の皆様に対しまして、「竹島領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について」の要望活動を実施してまいりました。

吉田県議、石田議長、竹島対策特別委員会 池田委員長にも同行をしていただきました。

また、1月25日に東京で開館いたしました「領土・主権展示館」にも立ち寄り、竹島に関する資料等を視察いたしました。

要望の内容は、「内閣府内への竹島を所管する組織の早期設置」「隠岐の島町に国直轄による竹島問題の普及啓発施設『竹島漁撈歴史記念館』の設置」「暫定水域における漁業秩序の早期確立」「国境離島における海上警備体制の更なる強化」及び「学校教育における竹島に関する学習の強化」の5項目を重点にお願いしてまいりました。

また、2月22日には、松江市の島根県民会館において「竹島の日」記念式典が開催され、私も議員の皆様方や久見地区の皆様方とともに出席をしたところであります。

今後も、竹島の調査、研究を進め、貴重な資料の保存・活用について取り組みを強化してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、消防出初式につきまして、ご報告いたします。

新春恒例の消防出初式を1月6日に開催し、消防団員等関係者約400名の参加により、総合運動公園で通常点検、その後、隠岐島文化会館で議員の皆様方をはじめ、多数のご来賓の出席を賜り式典を開催いたしました。

式典終了後、役場前で消防車16台と隠岐島消防署のはしご車による一斉放水を行い、大勢の町民の皆様方にご覧いただきました。

全国的に消防団員数の減少が課題となってきておりまして、本町におきましても減少傾向

にあります。今後、消防団関係者と十分に連携を図りながら、消防団員確保に努めてまいり所存であります。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、12月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきまして、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

○議長（石田茂春）

以上で、「行政報告」終了です。

日 程 第 5. 町 長 の 施 政 方 針

「町長の施政方針」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

平成30年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方について申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国は、構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「一億総活躍社会」の実現に向け、様々な取り組みを始めております。その中心となるのが“人づくり”であり、私たちが今を生きるため、将来のため、この島を後世に引き継ぐためにも「隠岐を愛するところ」を持った「隠岐びと」の育成を進めなければなりません。

本町におきましては、地方交付税の一本算定が直前に迫り、自らの創意工夫とたゆまぬ努力、そして新たな視点と意欲的なチャレンジにより、自立した自治体運営も同時に進めなければなりません。

また、地方創生法や有人国境離島法の制定に伴い、町として町の人口が定常的に社会増となる状態を実現する必要があります。ヒトが交流し、それによってモノ・カネが対流し、島内経済が拡大する地域社会の実現を国や県に頼るだけでなく、力強く進めることが町の責務であると考えております。

そのような中、就任二年目を迎え、私が表明しております「生まれてよかった」、「住んでよかった」、「訪れてよかった」の3つの「よかったが響くまち」を基本方針に、職員と一丸となった「チーム隠岐の島」としての取り組みが、少しずつではありますが、目標に向かって進んできているように感じているところでございます。

「まずは机でなく、現場に出かけ話をしよう。」、「要望・相談などは、まずは、出来ません

でなく、出来るための方策を検討しよう。」と職員と目標を共有してきたところであり、引き続き町民の皆様との距離感のない対話重視の“まちづくり”を進めて行きたいと考えているところでございます。

議員各位はもちろんのこと、町民の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、「よかったが響くまち 隠岐の島」の実現を目指し、3つの「よかった。」が感じられる新年度の町政運営につきまして、特に、重点的な取り組みについてご説明申し上げます。

第一点目は、「隠岐の島に生まれてよかった」、「子どもの声が弾むまち」についてでございます。

始めに、子育てしやすい環境づくりについてであります。

安心・安全な妊娠出産への支援、健やかな発育・発達支援、子育て家庭への経済的支援や医療費支援、育児不安軽減対策、子ども同士や親子が地域の中で交流できる環境整備を行ってまいります。特に、その一つとして、計画的に公園整備や公衆トイレ整備を行ってまいります。

不足する保育士や介護職場、障がい福祉職場の職員確保対策については、民間事業所が取り組む職員の処遇改善に対する助成事業を検討しており、具体的な施策内容について、現在事業所の意見をお聞きしているところであり、施策を早急に取りまとめたいと考えております。

育児休業や子どもの看護休暇等、従業員が仕事と家庭を両立でき、子育てしやすい職場環境づくりを推進する事業所を後押ししてまいります。

また、子どもたちが、本町の地域課題と隠岐の良さを理解し、「隠岐の島に生まれてよかった」と思っただけのように子育て支援を総合的に推進してまいります。

次に、教育の充実についてであります。

教育行政を推進するにあたっては、教育大綱の「島を愛する隠岐びとを育てる」を基本目標とし、地域を担い、地域を支える魅力ある人材の育成に取り組んでいるところであります。幼児期から、小中学校、県立学校、家庭・地域の社会教育まで、それぞれの主体と連携を図りながら、あらゆる場面で人間力を高める教育の魅力化を進めてまいります。

学校教育につきましては、学力の向上、ふるさと教育、安心・安全な教育施設、質の高い教育環境など、魅力ある学校づくりに努めてまいります。特に、複式教育の充実、全小中学校への学校司書の配置、中学校や高等学校の交流、研修の拡充などに取り組んでまいります。

社会教育につきましては、学びの成果が地域づくりに活かされるよう、いつでもどこでも何でも楽しく学び、心豊かに暮らせる学びの場や機会の充実に努めてまいります。

また、学校、家庭、地域が連携協力し、地域全体で子どもたちの豊かで健やかな心身を育む体制の充実を図るとともに、公民館を拠点に、次世代を担う人材の育成と地域活動への支援に力を入れてまいります。

文化財保護につきましては、貴重な町の財産である文化財を適切に保護し、次世代に継承するとともに、積極的な公開・活用に努めてまいります。国府尾城跡の歴史的価値の掘り起しのための調査・研究や、明治150年記念事業などを通して、「隠岐びと」としてのふるさとを誇りに思う心の醸成を図ってまいります。

第二点目は、「隠岐の島に住んでよかった」「若者・女性・高齢者が活躍するまち」についてでございます。

始めに、人口対策についてであります。

本町の平成28年度の人口社会動態において、町村合併以降初めて転入が転出を上回ったことにつきましては、既にご承知のとおりでございます。29年度におきましても、1月末までの時点で転入者が68名上回っており、今年度末におきましても最終的には転入超過を見込んでいるところでございます。

本町の人の動きを分析しますと、転入元または転出先が一番多い地域が島根県内であるという結果がでており、今後は更なる的確な情報発信に努めながら、本町のUIターン奨励金制度や住宅改修補助、家賃補助など「雇用」と「住まい」及び「子育て支援制度」等と併せ、受け入れ体制も充実してまいります。また、電話やメール、窓口への問合せ件数も前年度に比べ倍増しており、一定の効果が確認されておりますことから、引き続き町内の全戸にUターンを促す情報誌も配布し、町民の皆様の意識啓発を積極的に行ってまいります。

また、高校生、中学生及び教職員を対象とした、ジョブフェアも開催し、将来のUターンへつなげるための確実な情報周知と併せ、UIターンフェア等を活用した島外への情報発信も強化して、更なる定住人口の増加に向けて、要因分析や検証を行いながら「まち・ひと・しごとの創生」による好循環の確立を目指し、各種施策に取り組んでまいります。

次に、雇用対策と商工業の振興についてであります。

有人国境離島法の制定に伴いまして、新たに策定されました、雇用増に直接寄与する「事業拡大」または「創業」を支援する地域社会維持推進交付金を積極的に活用し、民間事業者

の経済活動の活性化を促すことにより、町内で働く意欲を持った島内外からの若い世代の人材確保と育成に積極的に取り組んでまいります。

実施してから5か年が経過しました「新規学卒者の地元就職を促進する補助金制度」の事業成果を総括のうえ、町内の就業環境の現状などを考慮し、交付対象者の年齢を29歳まで引き上げ、産業人材不足への対応と併せて、雇用機会の拡充を図ってまいります。

そのためには、商工会やハローワーク等の関係機関、各事業所及び学校関係者との協働は不可欠であり、更なる連携強化に努めてまいります。また、本町の経済基盤である商工関係事業所の活動がスムーズで活発であることが、来島される観光客へのサービスの向上にも直結することから、商工会に地域振興推進員を配置し、町内事業所の横連携強化、情報共有の仕組みづくり、また、「店舗等改善事業」制度を新たに創設し、店舗環境の改善を促すなど、地域課題への対策はもとより、経済界全体の活性化に努めてまいります。

次に、農林水産業の振興についてであります。

本町の基幹的産業であります農林水産業につきましては、生産者の方々や関係機関との連携のもと、地域の特性や豊かな資源を効果的に活用した自立できる農林水産業の仕組みについてともに知恵を出し合い、6次産業化も含めた総生産額の向上と地域経済の活性化に引き続き取り組んでまいります。

まず農業では、国による米の生産調整が廃止されることを踏まえ、主食用米を中心とした生産体系から高収益作物への移行を促す施策をより一層推進してまいりますとともに、集落営農の設立や企業の農業参入など担い手の組織化を図る取り組みを継続的に進めてまいります。

特に、民間事業者とのタイアップによる振興作物等の栽培やその実現に向けた農業団地の整備について調査・研究を行ってまいります。

林業では、国産木材の需要が高まる中、高性能機械の導入や森林経営計画に基づく木材生産体制の効率化を進めつつ、先般決定されました松江市立小中一貫校の整備に伴います島内産製材品の受注に例えられますように、製材品も含めた島内産木材の本土への出荷拡大に取り組んでまいります。

新たに稼働いたします「木質バイオマス利用推進センター」についてであります。木質ペレット燃料の安定生産と供給施設の拡充に努め、環境に配慮した地域循環型産業の育成を図ってまいります。

また、国の税制改正による「森林環境税」及び「森林環境譲与税」の創設に伴い、平成31

年度より施業条件が悪く、採算ベースにのらない森林について、市町村自らが施業管理を行う新たな制度が施行されますことから、林業関係者の方々との連携のもと、制度に即応できる体制づくりを進めてまいります。

畜産業についてであります。引き続き、年次計画による公共牧野の新規造成や既存牧野の再整備を進め、放牧を中心とする和牛繁殖経営の低コスト化と新たな若手就農者や企業参入を促す取り組みを推進し、繁殖雌牛の増頭と生産基盤の強化を図ってまいります。

また、岬町地内に整備された「畜産センター」が開設されることを契機として、本土からの購買者の増加や更なる畜産業の振興につながるものと期待しているところであります。

水産業につきましては、離島漁業再生支援交付金を活用した水産振興策を展開し、種苗放流事業等による磯根資源の確保や安心安全な漁港施設の整備など、漁業者の方々が安心して操業できる環境づくりを進めてまいります。

また、課題となっております「水産加工場の整備」に向けての取り組みであります。引き続き、本土の大手事業者をはじめ関係者の方々の協力を仰ぎながら、事業の実現につなげてまいりたいと考えております。

このほか、各種加工グループの方々への支援、島根県と連携した浅海への小型漁礁設置等につきましても鋭意取り組んでまいります。

次に、地域医療・保健・福祉についてであります。

地域医療につきましては、病院と開業医・診療所の在宅医療との連携を密にするとともに、医療・介護・生活支援等の連携を推進し、患者及び家族の方々に寄り添った切れ目のないサービス提供に努めてまいります。

医師招へいにつきましては、引き続き島根県及び隠岐広域連合と連携を図りながら医師の情報収集に努め、招へいにつなげてまいります。また、医療従事者の確保につきましては、関係大学等の地域推薦入学制度の活用、及び各学校との連携のもとで地域医療を目指す看護師等の育成支援を行っていくとともに、UI ターンの働きかけ等も行いながら積極的な情報発信を図り、人材確保に努めてまいります。

診療所の運営につきましては、厳しい経営状況が続いておりますが、町民の皆様方の「かかりつけ医」としての役割を担い、安心・信頼の身近な医療機関として皆様が地域で安心して暮らせるよう、町立診療所の体制を維持しながら運営をしていく考えであります。

保健事業につきましては、「健康寿命の延伸」「元気で長生き」の目標達成のため、がん対策、生活習慣病対策を重点的に取り組んでまいります。各種健診（検診）の推進等により町

民の皆様の健康意識を高めていくとともに、医療機関や地域の自治組織等との連携を密にし
ながら、また、企業等との連携も図りながら、ライフステージに沿った保健事業の展開と地
域に根ざした保健活動に取り組み、町民の皆様の健康の保持増進を図ってまいります。

国民健康保険事業におきましては、国民健康保険制度の改革により「国保の都道府県化」
が本年4月からスタートいたします。これに伴いまして、本町でも島根県国民健康保険運営
方針に基づき島根県、国保連合会と一体となって事務事業を推進してまいります。また、被
保険者が混乱しないよう情報提供するとともに、これまで同様、資格管理、保険給付、保険
税の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業に取り組んでまい
ります。

地域福祉につきましては、隠岐の島町総合保健福祉計画の基本理念であります「支えあい
(愛)、笑顔あふれる隠岐の島」の実現を目指し、医療機関、福祉サービス事業所、社会福祉
協議会、民生児童委員の方々などの関係機関や地域の皆様とのネットワークを強化し、地域
の実情や課題に即したきめ細やかな対応による、総合的な地域福祉の充実を更に図ってまい
ります。

障がいのある方への支援につきましては、「障害者総合支援法」に基づき、住み慣れた環境
や家庭において自立した日常生活や社会参加ができるよう、地域の特性や利用者の状況に応
じた、障がい者福祉サービス、地域生活支援事業などを総合的に実施してまいります。また、
ノーマライゼーション理念の社会を実現するため、町民の皆様が、障がいのある方に対する
理解を深めていただけるよう、関係機関と連携しながら啓発活動の拡大に努めてまいります。

高齢者への支援につきましては、高齢者が安心して地域で暮らし続けられる地域包括ケア
を実現していくため、関係機関と連携した地域ケアシステムの構築を推進し、健康寿命の延
伸や地域課題・住民ニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組んで
まいります。

平成29年度に実施いたしました、地域の住民の皆様との意見交換会では、生活課題の一番
目にあげられたのが交通問題でございました。そこで、通院や買物、役場、銀行等に行きた
くても、交通手段がなかったり、バス停までも歩くことができない方への日常生活の利便性
の向上や社会参画を促進する目的として、タクシー等の利用料の助成事業を試行したいと考
えております。

また、高齢者の生きがいの充実や健康の維持・増進、経済的な生活の安定のために、シル
バー人材センターの設立に向け準備をしてまいります。

生活困窮者への支援につきましては、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、就労に関し阻害要因のない被保護者・生活困窮者につきましては、ハローワークや隠岐の島あんしんセンターと連携し、就労等自立に向けた支援を行ってまいります。また、多重債務や生活実態による経済的困窮を理由として生活保護に陥ることを防止するため、生活困窮者自立相談支援事業の取り組みを更に拡充し、個々の困窮の原因に応じた相談支援を行ってまいります。

次に、安心・安全で快適なまちづくりについてであります。

役場新庁舎整備につきましては、防災拠点としての機能をはじめ、ユニバーサルデザインや省エネにも配慮した設備、また、行政サービスの拠点として町民の皆様に親しみやすい場となるよう様々な検討を重ねながら、基本・実施設計を行ってまいりました。

昨年11月に着工した敷地造成、取付け町道工事について引き続き整備を進めてまいります。庁舎建築工事につきましては、8月に入札を執行し9月より工事に着手することとし、平成31年度末での全ての工事の完成を目指して整備を進めてまいります。

新たなまちづくり計画につきましては、現在、進めております都市計画の変更と整合性を保ちながら、「都市機能を整備する区域」をゾーニングした上で都市機能の分散を防止し、その中で西郷港周辺は島の玄関口としての「まちなみ再生区域」として、まちの再生を目指してまいります。

計画づくりには、様々な形で町民の皆様からいろいろなご意見やご提言をいただきながら安心・安全で快適に暮らせるやさしい「まちづくり計画」を進めてまいります。

防災対策につきましては、危機管理体制の充実強化を図るため、防災行政無線のデジタル化整備を推進するとともに、地域防災力の中核となる消防団の更なる充実、自治会組織・関係機関との連携を深めながら、地域における防災意識の高揚や自主防災力の充実強化に向けた支援策などを実施してまいります。

道路等インフラ整備につきましては、町民の皆様の安心・安全を基本に町道等の整備を進めるとともに、国道や県道などの整備促進に努めてまいります。

また、空家等対策につきましては、空家等対策協議会を活用し、空家等対策計画の施行に併せ、空家対策を総合的に推進する体制を構築し、特定空家の解消等、積極的に取り組んでまいります。

更に、町民の皆様のニーズに応えるべく制度の拡充を図り、安心・安全の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

上水道の整備につきましては、町民の皆様に「安心・安全な水道水」をお届けするよう引き続き努めてまいります。

また、上水道事業への統合が完了し、平成 29 年度に続き新年度も料金改正をさせていただきますが、引き続き経営改善のために、経費節減及び料金徴収にも積極的に取り組んでまいります。

下水道の整備につきましては、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、引き続き西郷地区、五箇地区の公共下水道事業及び中村地区の集落排水事業等を推進し、整備エリアの拡大に併せて、接続促進の普及啓発に努めてまいります。

また、下水道の普及が進む中で、島後クリーンセンターの老朽化への対応と、今後増加する汚泥を効率的に処理するため、西郷浄化センターにおける汚水処理施設共同整備事業についても、引き続き取り組んでまいります。

自然環境対策につきましては、国の出先機関であります環境省自然保護官事務所、島根県及びジオパーク推進協議会との連携のもと、「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020」の行動計画に沿いながら、世界水準の「ナショナルパーク」の実現に向け、具体的な取り組みを実施していくとともに、隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定に即した環境の整備にも積極的に取り組んでまいります。

海岸漂着ごみ対策といたしましては、地域の方々やボランティアの皆様のご協力のもと、漂着ごみの回収及び処分を実施してまいりますとともに、島根県と協働し、国への財政支援や国際的な発生源対策について、要望活動を継続してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、老朽化が進む各施設における将来の処理方式や能力等、基本構想検討委員会において検討されている整備方針の結果を踏まえ、町の財政状況も勘案しながら、町民の皆様に安心・安全な生活環境を提供できる処理施設となるよう取り組みを進めてまいります。

第三点目は、「隠岐の島を訪れてよかった」「思い出を持ち帰れるまち」についてでございます。

始めに、観光振興対策についてであります。

平成 29 年度より向こう 10 年を見据えた「第 2 次隠岐の島町観光振興計画」に基づき、本町の観光を取り巻く現状と数々の諸課題を踏まえ、基本構想「人情がつむぐ『よかった。』があふれる島」を掲げて、その実現に向かって、具体的な施策を展開しつつ、引き続き取り組んでまいります。

まず、観光行政及び観光事業推進体制の強化といたしまして、一般社団法人隠岐の島町観光協会事務局の組織を強化すべく人材の派遣と本町との連携強化を図ってまいります。また、情報発信の強化策として、観光課へ地域おこし協力隊の配置を考えております。

本町内の宿泊施設の老朽化に伴う施設改修、経営者の高齢化や後継者・労働者不足等による廃業の危機等、これら課題解決に向け、関係機関との協議を実施するとともに、各種施設整備の支援につきましても、継続し改善を図ってまいります。

また、有人国境離島法に基づく「滞在型観光推進事業」として、平成29年度事業を継続する一方、新たに一部事業拡大となります制度を活用し、観光を目的としたお客様を対象とした企画乗船券発行等をからめた事業を展開し、運賃低廉化の助成対象拡大につなげてまいります。

町内の観光施設整備につきましては、国立公園関連補助事業を活用しての海洋スポーツセンターなどの観光施設整備をはじめ、課題となっております各地の観光施設のトイレ洋式化の改修も積極的に進めてまいります。

更に、インバウンド対策も含め、本町が誇る伝統文化を活用した全国への情報発信事業として、広島県「厳島神社」を会場に「隠岐国分寺蓮華会舞公演事業」を実施いたします。また、平成22年度より8年ぶりの開催となります「第21回全国闘牛サミット隠岐の島大会」の本町開催など、隠岐の歴史や固有の文化の伝承を育むとともに、広く内外へ広報し、新たな誘客につなげてまいります。

また、平成29年度、再認定となった「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」の魅力を更に高め、その価値を広く伝えていくために、現在取り組んでおります「中核・拠点施設」建設事業につきましても、引き続き近隣の住民の皆様や関係団体等と協議を重ねながら、事業効果を高めるよう的確に進めてまいります。

長年の懸案事項となっております第三セクター「株式会社あいらんど」につきましては、本町の方針どおり、平成29年度末をもって会社を解散いたします。現在に至るまでの経緯を十分に検証し、その教訓を今後の本町観光行政に活かさなければならないと考えております。なお、本町が所有いたします観光関連施設につきましては、将来展望を踏まえ検討を図りながら各種施設の有効利用を図ってまいります。

次に、離島航路・航空路と島内交通網の整備についてであります。

隠岐航路の安定運航、空路における航空機の利用促進、島内の生活バス路線等の維持・確保など、町民の皆様や本町を訪れる方々にとって快適で利便性の高い交通網整備に努めてま

います。

生活バス路線の運行につきましては、高齢者をはじめとする交通弱者と言われる皆様にとって、大切な公共交通であるものの、収支の悪化及び利用者の減少が続いている状況であります。更に本町新庁舎建設に伴う路線変更も求められているため、早急な交通網路線再編が不可欠となっております。このことから路線の現状や住民ニーズの調査を行ない、本格的な公共交通再編事業に取り組んでまいります。

隠岐航路・航空路につきましては、平成 29 年度から着手した有人国境離島法に基づく運賃低廉化事業を継続するとともに、交流人口拡大につながる島民以外の対象者への拡大が図れるよう、引き続き、島根県や他の有人国境離島と連携し、国への制度改正の要望活動を展開してまいります。

「隠岐世界ジオパーク空港」の利用促進につきましては、島根県をはじめ関係団体との連携を図りながら、「隠岐世界ジオパーク空港」を全国に広めるための活動を強化してまいります。

隠岐⇄大阪路線につきましては、現在のプロペラ機に代り本年 5 月 7 日から念願の小型ジェット機が年間就航することが決定となりました。平成 18 年度の新空港開港以来の悲願でもありました「通年ジェット化」が実現することは、ご利用の皆様をはじめ、関係者の皆様のご尽力のお蔭と深く感謝するものであります。

今後も、運賃低廉化により年間を通した利用者増加で混み合う隠岐⇄出雲路線の機材の大型化、及び「隠岐世界ジオパーク空港ターミナル」の拡張を含む施設改善等の要望について、航空会社や島根県に要望してまいります。また、引き続き、路線維持のための定期航空路線の利用促進事業の取り組みを強化してまいります。

一方、近年、好調に実績を伸ばしています FDA によるチャーター運航企画は、全国各地の地方空港から多数のお客様にお越しいただき、大きな経済効果を生んでおります。新たに関東地方からのチャーター企画となる成田・茨城空港も加わることから、更なる経済効果が見込まれております。

今後も快適に短時間で移動できるチャーター企画の利点を活かし、遠距離からのお客様誘致を図ってまいります。

次に、都市交流・国際交流の推進についてであります。

子どもたちの教育の面からも、幅広い視野を育むきっかけを作り、また、グローバル化の促進にもつながる都市交流や国際交流に取り組んでまいります。

国内の都市交流事業につきましては、友好都市協定を結んでおります大阪府豊中市との交流を中心に、子どもたちをはじめとするスポーツ・文化芸術を通じた市民間の交流を推進してまいります。また、全国各地の大阪国際空港就航都市との連携事業としまして、観光物産展の開催や担当者会議を通しての相互交流の可能性を検討してまいります。

また、名古屋市を中心とした中京圏、首都圏におきましては、東京都世田谷区、大田区等に積極的に働きかけ、更なる相互交流につなげるよう取り組みを進めてまいります。

国際交流では、友好都市協定を締結したポーランド共和国のクロトシン市との交流事業におきまして、相撲交流のみならず、文化・教育交流についても計画しております。更なる国際交流を推進するため、教育委員会と連携をして、クロトシン市と本町の中学生のネット動画を利用した相互交流を始めるよう計画をしております。また、本町に配置した国際交流員による小中学生の外国語に親しむ機会をはじめ、町民の皆様との国際的な文化交流活動にも継続して取り組んでまいります。

更に、ジオパーク活動を中心に本町の魅力を全世界に広げていくために、積極的に情報発信していく必要があり、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会と連携を強化し、全国のジオパーク地域をはじめ、香港ジオパークなどの海外のジオパークとの交流も進めてまいります。

最後に、この他の重点的な取り組みについてご説明申し上げます。

始めに、財政状況と新年度予算についてであります。

政府は、平成30年度の地方財政対策について、一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、社会保障の充実、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営ができるよう、29年度より356億円増の62兆1,159億円の一般財源総額を確保したところでございます。一方、地方交付税につきましては、29年度と比較し、3,213億円減（▲2.0%）の、16兆85億円となっている状況であります。

本町の財政状況は、中期財政計画でお示ししたとおり、地方債現在高は29年度末見込み14億2,900万円余りの増で229億4,400万円となっております。実質公債費率につきましては、28年度は12.8%、29年度は11.5%の見込みであり、財政指標におきましては、改善されてきたところではありますが、29年度以降取り組んでおります新庁舎建設、防災無線整備、並びにジオパーク中核・拠点施設整備等大規模事業の実施により起債残高も増加し、平成33年度以降は財政指標も若干悪くなる見込みであります。

今後、平成31年度まで普通交付税の合併特例措置縮減が続き、32年度から一本算定とな

ることから、更に厳しい財政運営が想定されるところであります。第3次行財政改革大綱に基づき、行政の効率化・スリム化及び事務事業の見直しを行い、中長期的に持続可能な財政運営を確立し、地方創生・人口減少対策として、総合戦略に掲げた各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

このような状況の中、本町の新年度予算におきましては、引き続き財政の健全化を目指しながらも、有人国境離島法関連施策、隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略を加味した総合振興計画に基づき、町の景気対策、活性化を視野に入れた予算編成としたところであります。

その結果、一般会計の予算総額は176億7,000万円で29年度と比較し、6,000万円0.3%増となっております。大規模事業として引き続き取り組みます新庁舎建設事業、防災行政無線のデジタル化事業等をはじめ、教育施設大規模改修事業、ジオパーク中核・拠点施設整備事業並びに有人国境離島法に基づく航路・航空路運賃低廉化事業、雇用拡充推進事業を推進することとしております。

特別会計の総額は45億5,970万円で29年度と比較し、4億1,250万円8.3%の減額となっております。その要因は、国民健康保険事業において県が保険者として運営することによる減、下水道事業の終末処理場整備費等の減によるものであります。

次に、自主財源の柱であり、住民サービスを行うために必要不可欠な財源であります町税等の徴収率の向上及び滞納対策についてであります。

税負担の公平性を確保するために、滞納者の状況により「差押え」、「執行停止」、「分納管理」に分類したうえで、給与・預貯金・自動車等の財産差押え等の滞納処分に厳正に取り組んでおり、平成28年度の町税等の徴収率は90.6%、現年分徴収率は97.4%となっております。

引き続き、島根県との徴収担当職員の相互併任制度を継続して滞納整理を共同実施するなど、徴収体制の強化を図ってまいります。また、新年度は、特に給与所得者の個人住民税の徴収について、島根県と連携して特別徴収実施促進の取り組みを行ってまいります。

大多数の誠実な納税者の思いを大切に、信頼される町税行政の推進に向けて、職員一人ひとりが、信念・熱意・勇気を持って、組織的・効率的に徴収率の向上、滞納対策の強化に取り組んでまいります。

最後に、竹島領土権確立への取り組みについてであります。

国におきましては、内閣官房の領土・主権対策企画調整室が中心となり、国民世論への啓

発や国際社会への情報発信などを積極的に進め、本年1月25日には東京都内に「領土・主権展示館」を開館する等、国全体の問題として本格的に取り組みを進めております。

本町におきましても、竹島の調査研究を進め、貴重な資料の保存活用の取り組みを強化してまいります。

今後も、竹島の領有権の早期確立に向け取り組みを進め、隠岐の島町議会、島根県及び竹島領土権確立隠岐期成同盟会等と連携し、国や関係機関に対し、その責務において、竹島漁撈歴史記念館（仮称）の建設や隠岐島周辺の海域の保安体制の充実強化を図ることを強く訴えてまいりたいと考えております。

以上、新年度の町政運営の基本的な考え方、重要課題等の取り組みについてご説明いたしました。議員各位をはじめ町民の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田茂春）

以上で、「施政方針」を終ります。

ただ今から、10時45分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時35分 ）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時45分 ）

日 程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第3号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」から諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの58件を一括して議題といたします。

日 程 第 7. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました58件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

議第3号から議第11号までの9件につきましては、平成29年度一般会計及び特別会計の

補正予算に関する議案であります。

まず、議第3号の「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は2億6,657万1,000円の減額でありまして、補正後の予算総額を177億6,538万7,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、広域連合隠岐病院、消防本部の負担金、除雪経費等が増となったものもございますが、道路整備事業、公営住宅改修事業、保育所運営事業等の減額をはじめとして、全体では各事業の確定及び実績見込みにより減額補正となったところであります。

繰越明許費は「第2表繰越明許費補正」のとおり、「庁舎整備事業」から「林道施設災害復旧事業」までの10件におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要性が生じたので、追加計上しております。

また、地方債の補正につきましては「第3表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行うものであります。

次に、議第4号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は6,244万3,000円の減額でありまして、補正後の予算額を22億5,565万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、国、県への拠出金等の確定により減額するものであります。

次に、議第5号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は129万5,000円の追加でありまして、補正後の予算額を9,646万4,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費及び医薬材料費を増額するものであります。

次に、議第6号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は16万2,000円の追加でありまして、補正後の予算額を1億3,844万1,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費を増額するものであります。

次に、議第7号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1,280万円の減額でありまして、補正後の予算額を1億2,258万7,000円とするものであります。

補正の主な内容は、医薬材料費等を減額するものであります。

次に、議第 8 号の「平成 29 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 82 万 1,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 18 億 9,338 万円とするものであります。

補正の主な内容は、一般管理費の増額と、施設管理費の光熱水費、修繕費の増額、並びに支障移転経費について実績見込みにより減額するものであります。

繰越明許費の補正は「第 2 表繰越明許費」のとおり、雨水処理施設整備事業において、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので 1 億 9,341 万円を計上しております。

次に、議第 9 号の「平成 29 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 6 万 2,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 2,516 万 2,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費を増額するものであります。

次に、議第 10 号の「平成 29 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 84 万 5,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 3,804 万 5,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、平成 28 年度のへき地医療対策費補助金が確定し、返還の必要が生じたことから増額するものであります。

次に、議第 11 号の「平成 29 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 370 万 8,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 3 億 8,533 万 5,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付いたします、保険基盤安定繰入金負担額の確定による増額であります。

続きまして、議第 12 号から議第 30 号までの 19 件につきましては、条例の改正、制定、及び廃止に関する議案であります。

まず、議第 12 号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

求められる行政課題に対し、的確にそして素早く対応できるよう、新たに地域振興課及び施設管理課を設置するものであります。

次に、議第 13 号の「隠岐の島町公共料金等審議会条例の一部を改正する条例」及び議第 14 号の「隠岐の島町土地対策条例の一部を改正する条例」についてであります。平成 30 年 4 月 1 日施行の組織改編に伴い、関係条例を一部改正するものであります。

次に、議第 15 号の「隠岐の島町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてありますが、今年度、旅費の支給のあり方について検討を行い、その内容がまとまりましたので所要の改正を行うものであります。

旅費については原則実費支給とし、併せて日当の額の改正、宿泊料の上限額の設定、及び食卓料の規定を新設するものであります。

次に、議第 16 号の「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてありますが、議第 15 号の「隠岐の島町職員の旅費に関する条例」の改正に伴い費用弁償の支給について所要の改正を行うものであります。

次に、議第 17 号の「隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましても、「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割が明確化されたことに伴い、月額報酬とは別に農地の集積活動等、活動実績に応じた報酬制度が新たに設けられましたので所要の改正を行うものであります。

また、議第 15 号の「隠岐の島町職員の旅費に関する条例」の改正に伴い、日当の額の改正及び食卓料の規定を新設するものであります。

次に、議第 18 号の「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましても、第 3 次行財政改革に取り組んでいる中で、特別職の給料を今年度に引き続き、私は 100 分の 5 を、副町長、教育長は 100 分の 3 を平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間減額するものであります。

また、議第 15 号の「隠岐の島町職員の旅費に関する条例」の改正に伴い旅費の支給について所要の改正を行うものであります。

次に、議第 19 号の「隠岐の島町認定こども園設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてありますが、幼児教育課程の基準である幼稚園教育要領が平成 30 年 4 月 1 日から改正施行されることに伴い、文部科学省告示「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、「内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年文部科学省告示第 2 号）が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 20 号の「隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてありますが、内閣府令「特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）が改正され、

認定こども園に関する認定手続等について項目が追加されたため、所要の改正を行うものがあります。

次に、議第 21 号の「隠岐の島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 22 号の「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてであります。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 23 号の「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。今年度整備いたします「隠岐の島町畜産センター」及び「農業用飼料生産機械」について、施設の追加が必要となりましたので改正するものであります。

次に、議第 24 号の「隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。今年度完成いたします加茂地内及び都万地内の公共牧野について、牧野の追加が必要となりましたので改正するものであります。

次に、議第 25 号の「隠岐の島町牛突きセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。西郷地区共同牛舎の完成及び池田牛突きセンター資料館の用途廃止に伴い条例を改正するものであります。

次に、議第 26 号の「隠岐の島町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園における運動施設の敷地面積に対する割合を条例で定めることとなりましたので、改正するものであります。

次に、議第 27 号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてであります。公営住宅の建替事業において整備しております五箇地区の田見崎団地の建替えにより、新たな住宅へ変更するため、条例を改正するものであります。

次に、議第 28 号の「隠岐の島町職員の配偶者同行休業に関する条例」についてであります。地方公務員法第 26 条の 6 の規定に基づく制定でありまして、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者が外国で勤務等をする場合 3 年を限度として生活を共にすることを可能とするものであります。

次に、議第 29 号の「隠岐の島町木質バイオマス利用推進センターの設置及び管理条例」についてであります。森林整備に伴い発生する林地残材や製材端材等の未利用資源を有効活用し、地域産業の振興を図ることを目的として本町が整備いたしました「木質ペレット製造施設」及び「研修施設」について、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第 30 号の「隠岐の島町企業立地支援センター設置及び管理条例を廃止する条例」

についてであります。当該施設の有効活用を図るため「隠岐の島町畜産センター」へ利用転換することとし、当該条例を廃止するものであります。

次に、議第 31 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」ご説明いたします。事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、平成 29 年度から平成 33 年度までの西郷辺地に係る総合整備計画及び平成 27 年度から平成 31 年度までの布施辺地、五箇辺地、都万辺地に係る総合整備計画において、整備計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項の規定により議決を求めるものであります。

追加する事業は、次のとおりとなっております。

西郷辺地は、観光宿泊施設 MIYABI 整備事業、布施辺地は、児童公園整備事業、五箇辺地は、なごみ苑施設整備事業、清松園施設整備事業、牛突場整備事業の 3 件、都万辺地は、町営バス導入事業、診療所空調設備改修事業、海洋スポーツセンター整備事業の 3 件で、合計 8 件であります。

次に、議第 32 号の「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。事業の財源に過疎対策事業債を充当するため、過疎地域自立促進計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、「過疎地域自立促進特別措置法」第 6 条第 7 項により準用する同条第 1 項の規定により議決を求めるものであります。

追加となる事業は、産業の振興に区分される「ジオパーク中核・拠点施設整備事業」から教育の振興に区分される「図書館空調施設整備事業」までの 6 件の事業の追加であります。

次に、議第 33 号の「町道路線の認定、変更について」ご説明いたします。

今回認定する油井 22 号線は、油井地区の避難道路として新設したため、町道名をつけ認定するものであります。

次に、変更する路線であります。山田 4 号線、中条 124 号線、油井 4 号線、磯 30 号線、深浦線、加茂箕浦線については、道路改良工事等に伴い区域変更を行うものであります。

続きまして議第 34 号から議第 42 号までの 9 件につきましては、委託変更協定及び工事請負変更契約の締結についてであります。

まず、議第 34 号の「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕」についてご説明いたします。

事業完了により事業費が確定したため委託金額を減額する必要が生じたので、委託変更協定の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 35 号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道港町第 1 雨水ポンプ場建設工事〕」についてであります。本工事の施工用地購入において水産庁との協議に不測の日数を要したこと、関連工事である電気機械設備工事の主ポンプの製作に日数を要したこと等により工期延期が生じ、また、施工箇所地下に予期せぬ支障構造物あり、撤去費及び処分費が発生し、契約金額の増額の必要が生じたため、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 36 号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道港町第 1 雨水ポンプ場電気機械設備工事〕」についてであります。同時施工の建設工事の工期延期、ポンプの製作に不測の日数を要したことにより工期の延期が生じたこと、また、維持管理通報システムを追加したことにより契約金額を増額する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 37 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町畜産センター建築工事〕」についてであります。当該地に隣接している空港への航空機離発着の安全対策として、クレーン車等の稼働時間を制限したこと、施工能率の低下により不測の日数を要し工期の延期が生じたこと、また、工事の実施にあたり、競り場棟における屋外階段手摺の改修及び既設アスファルト撤去処分量等の変更により契約金額を増額する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 38 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成（その 1）工事〕」についてであります。1 月から 2 月にかけての降雪の影響により、盛土材搬入作業の中断を余儀なくされ、不稼働日数が当初想定を大幅に超えたことにより年度内完成が困難となりましたことから、工期の延期を行なうため工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 39 号の「工事請負変更契約の締結について〔町道宮の前西町線日吉橋耐震補強工事〕」についてであります。落橋防止装置を取り付ける箇所のアンカーボルト設置位置の変更に伴い、ブラケットの変更及び修正設計の必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 40 号の「工事請負変更契約の締結について〔飯田地区残土処理場建設工事〕」についてであります。暗渠排水設置工事に伴う工事用道路、及び透水性を向上させるフィルター材を追加する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 41 号の「工事請負変更契約の締結について〔町道中町中条線道路改良工事〕」についてであります。事業の進捗を図るため護岸工を追加し、併せて工期の延期をする必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 42 号の「工事請負変更契約の締結について〔原田地区緊急避難道路建設工事〕」についてであります。本工事は原田地区内の避難道路であります。道路予定地にあります立木が支障となり、伐採処分の必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

なお今回の増額変更により、議決を必要とする案件となりましたので、よろしくお願いたします。

次に、議第 43 号の「権利の放棄について」ご説明いたします。

隠岐の島町が株式会社あいらんどに対し貸付けた「第三セクター株式会社あいらんど経営支援資金貸付金」及び「都万村人口定住資金貸付金」の 2 債権について、平成 29 年度末をもって解散予定である株式会社あいらんどには弁済能力が無いことから権利を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求めるものであります。

続きまして、議第 44 号から議第 56 号までの 13 件につきましては、一般会計並びに特別会計の平成 30 年度当初予算についてであります。

まず、議第 44 号の「平成 30 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明いたします。

新年度の予算編成につきましては、事業計画に沿った真に必要な事業を見極めながら、“まち”の景気対策、総合戦略に掲げた事業を取り入れるなど積極的な取り組みを実施するため、当初予算額を歳入歳出それぞれ 176 億 7,000 万円としております。

歳出予算の概要でございますが、前年度比較で 6,000 万円余り 0.3% 増となっております。

子育て支援対策、隠岐航路・航空路旅客運賃助成事業など総合戦略対策事業をはじめ、投資的経費においては、新庁舎整備事業、防災無線デジタル化事業、ジオパーク中核拠点施設整備事業等大規模事業の予算を計上しております。

歳入予算の概要であります。町税におきましては、個人町民税、軽自動車税においては増となる見込みであります。固定資産税及びたばこ税において減額となり、全体では 0.1% 減としているところです。地方交付税につきましては、政府は地方交付税全体で前年度の 2.0% の減額を予定しておりますので、本町においては、その影響額等を考慮するとともに、合併特例措置の減額分も含め普通交付税においては 0.1% の増、特別交付税では 13.0% 減を見込み、交付税全体では 1.4% の減として計上しております。

また、総合戦略の取り組み事業にかかる経費において、地域振興基金及びふるさと隠岐の島応援基金からの繰入金で対応するとともに、その他財源不足分として財政調整基金、減債基金からの繰入金での対応予定としております。

「債務負担行為」につきましては、新たに「新庁舎建設工事」、「ファイリングシステム支援業務委託」を含め、「中小企業制度融資利子保証料補助金交付要綱」に基づき、借入資金の利子および保証料の債務負担の限度額を定めるものであります。また、「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

そのほか、一時借入金の借入れの最高額を30億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものであります。

次に、議第45号の「平成30年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,290万円としております。予算総額は、前年度比で13.3%の減となっております。

これは、「国保の都道府県化」による予算の仕組みの変化が要因であります。

歳出予算の主なものは、保険給付費、県への納付金、保健事業費、診療所繰出金等を計上しております。

歳入予算では、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を計上しております。

次に、議第46号の「平成30年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,880万円としております。

予算総額は、前年度比で約4.3%の増額となっております。この主な要因は、X線撮影装置更新に伴う医療用機器器具費の増額によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医療機器購入費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県補助金、病院事業債、繰入金等を計上しております。

また、「地方債の予算」は起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第47号の「平成30年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,390万円としております。予算総額は前年度比で約7.3%の減となっております。この主な要因は、患者数の減少に伴う診療収入及び医薬材料費等の減額によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として繰入金、諸収入等を計上しております。

次に、議第 48 号の「平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3,950 万円としております。

予算総額は、前年度比で 0.1%の減額となっております。この主な要因は、患者数の減少に伴う診療収入及び医薬材料費等の減額によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費、医療機器購入費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として、県補助金、病院事業債、繰入金等を計上しております。

また、「地方債の予算」は起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 49 号の「平成 30 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 17 億 6,970 万円としております。

予算総額は、前年度比 4.7%の減額となっております。この主な要因は、五箇浄化センターの建設工事の完了などに伴います施設整備費の減額によるものであります。

歳出予算の主なものは、総務費では、公共下水道施設をはじめ、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等、17 か所の集合処理施設と個別処理施設であります 165 か所の浄化槽の維持管理に要する経費であります。

施設整備では、西郷地区及び五箇地区の管路布設工事費等、港町地区の雨水施設ポンプ場の管渠布設工事、共同処理施設建設工事費、中村漁業集落排水施設の設計委託費などを計上しております。

歳入予算では、下水道使用料、国・県補助金、繰入金、町債等を計上しております。

継続費では、汚水処理施設共同整備事業に係る建設費を、2 か年の継続事業として計画し、「地方債の予算」は起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 50 号の「平成 30 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,950 万円としております。

予算総額は、前年度比で 6.0%増額となっております。これは、管理棟の修繕費の増が主な要因であります。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費を計上して

おります。

歳入予算では、使用料を計上しております。

次に、議第 51 号の「平成 30 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を 2,510 万円としております。

予算の総額は、前年度と同額であります。

歳出予算の主なものは、人件費及び訪問看護に要する事業運営費であります。

歳入予算では、訪問看護に係る事業収入及び一般会計繰入金を計上しております。

次に、議第 52 号の「平成 30 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,710 万円としております。予算総額は、前年度とほぼ同額であります。

歳出予算の主なものは、人件費負担金、施設運営費、医療用機器購入費、医薬材料費等があります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県支出金及び一般会計繰入金を計上しております。

次に、議第 53 号の「平成 30 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 930 万円としております。予算総額は、前年比で約 6.1%の減となっております。この要因といたしましては、患者数の減少に伴う、診療収入及び医薬材料費等の減が主なものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費及び医薬材料費、医療機器維持管理費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県補助金及び繰入金を計上しております。

次に、議第 54 号の「平成 30 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてであります。歳入歳出の総額をそれぞれ 60 万円としております。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費であります。

歳入予算では、土地貸付料などを計上しております。

次に、議第 55 号の「平成 30 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 6,330 万円としております。

予算総額は、前年度比で 4.7%の減となっております。これは、制度改正によるシステム改修費が増額になったものの、療養給付費負担金の減額が見込まれるためであります。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合への保険料及び療養給付費等の納付金、健康診査事業にかかる業務委託料等であります。

歳入予算では、保険料、保健事業受託金、国補助金及び一般会計からの繰入金等を計上しております。

次に、議第 56 号の「平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてであります。第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第 3 条では、経営活動に伴う取引により、発生が予定されるすべての収益 6 億 4,001 万 6,000 円と、それに対応する費用 6 億 4,133 万 9,000 円を計上しております。

第 4 条では、設備拡充等の建設改良費用及び、現有施設の建設に要した企業債元金償還金など、7 億 7,179 万 9,000 円を計上しております。

第 5 条では、企業債の目的、限度額等を定め計上しております。

第 6 条では、一時借入金の最高限度額を規定しております。

第 7 条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。

第 8 条では、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第 9 条におきまして、貯蔵品の購入に制限を設けております。

主な事業は、下水道整備や県道及び町道などの改良工事に伴う配水管移転補償費を計上しております。

旧簡易水道施設整備事業では、国庫補助事業として五箇中央・福浦・向ヶ丘浄水場整備事業を、また、単独事業として油井浄水場整備事業及び下水道整備や国県町道の改良工事に伴う配水管移転補償費を計上しております。

次に、諮問第 1 号から諮問第 4 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明いたします。

本町の人権擁護委員 10 名のうち、根本和子氏、池田初香氏、内田政義氏、及び長澤美鶴氏が本年 6 月 30 日をもって任期満了となることから、引続き 4 名を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、58 件の諸議案につきましてご説明いたしました。何とぞ慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

日 程 第 8. 補正予算案の詳細説明

「補正予算案の詳細説明」を求めます。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 11時28分)

(全員協議会開会宣告 11時28分)

○議長 (石田茂春)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 13時46分)

以上で、「補正予算案の詳細説明」を終ります。

日 程 第 9 . 質 疑

「質疑」を行います。

町長提出議案の議第3号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)」から議第11号「平成29年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」までの補正予算関係9件、及び議第34号「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕」から議第36号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道港町第1雨水ポンプ場電気機械設備工事〕」までの工事請負関係3件、計12件について質疑を行います。

それでは、補正予算案についてページめくりで歳出から行います。

補正予算説明資料No.4、9ページから始めます。

何かございますか。

12番：高宮 陽一 議員

○12番 (高宮 陽 一)

9ページの「新エネルギー事業」で木質ペレットの熱利用が10件用意していたものが2件だけということですが、当然、今年ペレット工場ができるわけで、こういった設備をPRするのにどういったかたちで今、行っているかをお聞きしたいと思います。

○番外 (農林水産課長 佐々木 千 明)

PR方法につきましては、お知らせ便で1回、広報で1回、周知させていただいたと記憶しております。結果として初年度は2件だったということで、今後もっとしっかり町民の皆さん方に対してPRしていきたいと考えております。

○12番 (高宮 陽 一)

ペレット工場も竣工してこれから活動していくわけですので、これが本当に将来的な森林

のこともひっくるめて考えますと、せっかく作ったものを有効活用しなくていけないということですので、どうしてPRがまだまだ住民の皆さんの方にはいきてないような気がしますので、そこら辺りについては、課長が言うようにしっかりと対応していただきたいと思います。

○議長（石田茂春）

他に、ございませんか。

6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾幸太郎）

ふるさと納税の発送の委託費が、実績で大幅に減額になっているのですが、これに関しては若干PR不足の面もあったのではないかというふうに個人的には思うのですが。この当初の見込みより大幅に減ったところどう考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○番外（企画財政課長 渡部 誠）

当初予算におきましては、申込先ふるさとチョイスとか申込先の変更等々も行っていました。そういった状況から、そこを利用した寄付の方が大きく増えるであろうということ想定して大きく2,000件余りという形で計上させてもらったところでございますが、実質、3月末まででいきますと約600件ぐらいになるのかなとは思っておりますが、そういった状況になったというところでございます。

PRという部分では、特に大きなものをしておりませんが、そういった申込先の変更、また謝礼品の部分についても、極力どういったものがよいのかも事業者と相談をしながらやったところですが、最終的にはこういう状況になったというところでございます。

○議長（石田茂春）

他に、ございませんか。

（ 「なし」 の声確認 ）

次に、10ページ、11ページ

10番：平田 文夫 議員

○10番（平田文夫）

生活バス路線対策事業で、路線バス運行事業費の9路線それほどこと、どこがあるか。

○番外（観光課長 吉田 隆）

9路線というのは、隠岐一畑交通にお願いしている路線全てでございまして、都万・五箇・布施・中村・隠岐高校線・隠岐水産高校線・循環線等、全ての路線でございます。

○10番（平田文夫）

9路線全部教えてください。全てですって。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

すみません。中村線・布施線・五箇線・都万線・隠岐高校線・隠岐水産高校線・循環線・西郷港線、あと路線を一部変える線がありまして五箇路線の一部でございます。以上です。

○10番（ 平田 文夫 ）

町が保有しているバスの台数は何台ある。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

町が貸し出している分は4台であります。

○10番（ 平田 文夫 ）

なんで4台でおさまっている。ということは何でかと言ったら、一畑が自社の車で運行しているのは古い車ばかりじゃないですか。新しい車に替えて経費を削減するんだということ何でやらないんですか、そこら辺の考え方。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

おっしゃるとおり確かに老朽化が目立つバスがあるかと思います。出来るだけ新しいのにしていこうということで、町がバスを購入し、お貸しし走らせてます。その分で経費を削減してるつもりでございます。

○10番（ 平田 文夫 ）

なんで、後は導入しないんですか。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

導入については年次計画を立ててやっておりますが、今後、抜本的な再編計画もありますので、そこは慎重に計画を立ててまいりたいと思います。

○10番（ 平田 文夫 ）

再編計画云々じゃないでしょう。もう事務事業の見直しをなささいということ言われているじゃないですか。そういうことを早急に対応するのが、あなた方の責務じゃないですか、そうでしょう。今まで導入してたけど昨今になって全然導入しない。これは助成制度があるわけでしょう。特別交付税の中から助成されるんじゃないですか、なんでそれを増やしていないの。それはそれとしていいが、空港線は路線に入っていないでしょう。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

おっしゃるとおりで、町の補助対象の路線ではございません。

○10番（ 平田 文夫 ）

じゃ要するに、空港線になぜ町所有のバスが走っているわけ。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

補助対象路線ではございませんが、岬方面を回る場合に、そのシャトルバスについても町民の方も乗れるという制度もつくっておりますので、そういう意味でバスをまわす場合もございませぬ。

○10番（ 平田 文夫 ）

補助金を導入したバスが、用途以外の所で走るといふことは許されぬじゃないですか。それは「要綱」を示してくださいよ。「要綱」といふのは、町長が許されれば書類をもって提出してその事業を行うことになつてゐるわけでしょう。そこら辺のどこちよつと。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

「隠岐の島町廃止路線代替バス運行費補助金交付要綱」といふのがございまして、その中に「補助対象路線」といふことで、議員がおっしゃつた「町が要請した路線であること」といふのが明記されておられます。

○10番（ 平田 文夫 ）

路線の中に入つてない路線を走る場合は、町長が許可する以外に、走つたらいけないといふことになるんでしょう。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

議員ご指摘のとおり、目的のある補助金で購入したバスを対象外に走らすといふことは本来あつてはならないことで、以前にもご指摘を受けたように思つておられます。その上に、先ほど議員がおっしゃつた「町長が特に認めるといふ場合」、それは本来出来ると思ひますが、ご指摘はそういった手続きをとつてゐるのかといふ点も踏まえてのご指摘だと思ひます。改めまして、ご指摘のとおりでございませぬので、改善に向けて改善をするようにします。

○10番（ 平田 文夫 ）

ここに国土交通省が出したモデルがあるわけ、あなた方が要綱をつくる上に當つて、ここの中になにがあるかといふと、「財産処分の制限等」といふ条例が入つてゐる。要綱の中に入れるようになってゐるわけだから、その中にどういふことが書いてあるといふと、「補助事業者はバスについて規定の目的外に使用を行うとする時は、予め町長に対して所得財産目的外使用の申請書を提出して、その承認を得なければならぬ。」と、次に、「補助事業者はバスについて、規定に対する目的外使用を行うことによつて、収入を得た場合にはその収入の全部、または一部を町に納付しなければならない。但し、町長が特別の理由があると認める場

合はその限りでない。」と、こういう文言が要項の中に入っているわけです。使用外目的それは許されるわけ。走ってもいいわけですよ。だけどその収入の全額、または一部ということは、今回の補正金額は上がらない程度の収入を得ているのだったら、そういうことが住民に対して大きな損害を与えるということにつながるんじゃないですか。

先ほどの「施政方針」演説でも、町長は今回編成を見直すと。特に、もう一つこれは国土交通省からのあれだけでも、あなたは「協議会」を設けているわけ、その協議会が「課題」というものがあるわけですよ、ということはなんでかと言うと、要するに国の地方バス路線維持補助を得るための3か年計画を形式的に承認する場となっていると、もう一つは、日ごろから地域生活交通をどのように確保していくか等の実質的議論がなされていないケースが多いんだと、いうことを言っているわけですよ。そういうことを踏まえて、真剣にこの町の「バスのあり方」、「交通のあり方」をしっかりと議論しなさいよ。問うてみればちゃんと返答してくれるわけですから、そういうふうなことを調査して、これからの“まちづくり”に反映させていくということではないといけないんじゃないですか、そこら辺の考え方は。

町長はさっき述べたけども、あなたのこれからのそういう「協議会」を開くに当たっては、町が主導権をもって編成、取り組んでいくことでなければならないと私は思うけど。やるのはあなただから、今後どういうふうに取り組んでいくのかお聞かせ願いたい。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

我々もこの現状を踏まえて、この「再編」というのを重く考えておまして、真剣にやっていきたいと思っております。先月18日も「地域公共交通のシンポジウム」を開きました。その中で役場だけが考えるのではなくて、町民皆さんで考えましょうということで開いたところ、積極的な建設的な意見がたくさん出ました。「みんなで守ろう」ということが話し合われました。それを踏まえて、真剣にこの編成をやりたいと思っております。

○10番（ 平田 文夫 ）

だから協議会では、構成員として都道府県・市町村・地方運輸局・事業者、議長は都道府県、副議長は地方運輸局、こういうことを定めながら国が批判しているわけでしょう、そういうことをしっかり反省して、今後の協議会に臨んでほしい。あくまでも主催者は町でなければならない。あなたが先ほども言うように「町民といろいろな意見交換をした。」と、じゃ町民が使いやすいような、利用しやすいような運行をするんだということを肝に銘じながらこれからの協議会を運営してくださいよ。

○議長（ 石田 茂春 ）

路線バス運行については、再度検討してください。

他に、ございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、12ページ、13ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、14ページ、15ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、16ページ、17ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、18ページ、19ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、20ページ、21ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、24ページ、25ページ。

(「なし」の声を確認)

最後に、26ページ。

(「なし」の声を確認)

それでは、歳入のページに戻ります。

4ページ、5ページ、ございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、6ページ、7ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、8ページ。

(「なし」の声を確認)

それでは、特別会計もページごとに行ないます。

国保事業 28ページ、29ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、30ページ。

(「なし」の声を確認)

中村診療所 32ページ。

(「なし」の声を確認)

五箇診療所 34 ページ。

(「なし」の声を確認)

都万診療所 36 ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、下水道事業 38 ページ、39 ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、訪問介護 41 ページ

(「なし」の声を確認)

次に、布施へき地診療施設 43 ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、後期高齢者医療 45 ページから 47 ページ

(「なし」の声を確認)

以上で、補正予算関係の「質疑」を終わります。

次に、議第 34 号について質疑ございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第35号について質疑ございませんか。

1番 : 大江 寿 議員

○1番 (大 江 寿)

提案理由にあるように、港町の雨水ポンプの分で「施工箇所の地下に予期せぬ支障構造物」というのは、これは何ですか。

○番外 (上下水道課長 田 中 秀 喜)

これはちょうど施工箇所の「しまじ」の方だったのですが、道路の「しまじ」寄りの歩道の中に古い擁壁、おそらく護岸だったと思いますが、そのコンクリートの構造物が出てきたということでございます。

最後に、議第36号について質疑ございませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 14時11分)

(全員協議会開会宣告 14時11分)

○議長 (石田茂春)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時15分)

日 程 第 10. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第3号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)」から、議第11号「平成29年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」までの補正予算関係9件、及び議第34号「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕」から議第36号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道港町第1雨水ポンプ場電気機械設備工事〕」までの工事請負関係3件、計12件について一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 11. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第3号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号「平成29年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)」から、議第11号「平成29年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第

2号)」までの8件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第4号から議第11号までの8件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第34号「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕」から、議第36号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道港町第1雨水ポンプ場電気機械設備工事〕」までの3件を一括して採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第34号から議第36号までの3件については、原案のとおり可決されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 12. 予算特別委員会の設置について

「予算特別委員会の設置について」を議題とします。

お諮りします。隠岐の島町議会委員会条例第5条の規定によりまして、当初予算に関する調査研究について、私、議長を除く15人の委員をもって構成する「予算特別委員会」を設置し、これに付託の上、調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声を確認)

ご異議ありませんので、15人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、調査することに決定いたします。

また、正副委員長の選出につきましては、議会運営委員会で協議の結果、委員長に遠藤義光副議長、副委員長に高宮陽一議員、前田芳樹議員の両常任委員長を選任し、委員会の運営にあたっていただきたいと思いますと考えておりますのでご理解ください。

日 程 第 13. 休会について

「休会について」を議題とします。

3月5日から7日は、特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 14時20分)

以 下 余 白